

【任意継続被保険者制度加入ご希望の方へ】

退職などで健康保険の資格がなくなった後も、ひきつづき健康保険に加入できます。

1.加入条件

- 退職日までに継続して2ヵ月以上被保険者の資格があること。
- 退職日の翌日から20日以内に、健康保険組合へ申請書を提出すること。
※申請書は20日以内に健保組合に到着する（受付される）必要があります。

2.加入期間

- 任意継続被保険者となってから2年間です。

3.喪失理由

- 納付期限までに保険料を納付しなかったとき。
- 2年間の期間満了となったとき。
- 就職したとき。
- 被保険者の方が死亡したとき。
- 被保険者の方が後期高齢者医療制度の被保険者となったとき。
- 被保険者の方が資格喪失を希望する旨を書面で申し出た場合。（令和4年1月1日施行）

4.保険料の額

- 事業主負担がなくなりますので、全額本人負担となります。
- 保険料は「退職時の標準報酬月額」と「当組合の平均標準報酬月額」のどちらか低い月額で計算します。

令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)保険料率

健康保険料	100/1000	介護保険料	17.0/1000
-------	----------	-------	-----------

※介護保険料は40～64歳の方が対象となります。

5.保険料納付方法 ※振込手数料は本人負担となります。

- 毎月払い 納付期限は当月10日
- 自動引き落とし（手数料：220円/回・引き落とし日は前月27日）
申し込みが別途必要です。引き落とし開始まで2～3ヵ月ご自身でのお振込みが必要です。
- 一括前納 保険料の割引が適用されます。
【半年前納】 加入月～9月・10月～翌年3月 【一年前納】 一年前納 加入月～翌年3月

6.納付保険料 ※初回保険料の納付書は送付しませんので、お振込みを忘れないようご注意ください。

資格喪失時の報酬月額 _____ 円 当組合の平均標準報酬月額 **320,000円**

- 毎月払い ●自動引きとし

_____ 円/月（健康保険料 _____ 円・介護保険料 _____ 円）

- 一括前納

【半年前納】 令和 7年 月～9月（ ヵ月 _____ 円）

令和 年 月～令和8年3月（ ヵ月 _____ 円）

【一年前納】 令和 年 月～令和8年3月（ ヵ月 _____ 円）

※就職・死亡の場合、保険料納付済みの未経過期間があれば返金がございます。

7.保険料納付銀行

りそな銀行 梅田支店 普通預金 0117728 ダイハツ系連合健康保険組合

※りそな銀行・埼玉りそな銀行のATMからのお振込みは、振込手数料の免除サービスがご利用になれます。但し、現金でのお振込みは、店舗内ATMのみが対象となり、1回の振込み限度額は10万円です。（他行のキャッシュカードでは手数料が必要です）

「資格喪失届（会社の届出）」「申請書（本人の届出）」「初回保険料の納付」が全て揃って、
保険証の交付となります。